

屋外でごみを燃やすことは法律で禁止されています！

違反した場合は罰則(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金)が科せられることがあります。

稲わらなどは農地にすき込むなどして処理しましょう。

農業で発生した廃棄物は、適正な方法で処理しましょう。



市に寄せられる相談例

- ・煙で咳が止まらない
- ・子どもの健康への影響が心配
- ・洗濯物に臭いがつく
- ・アレルギーを持っている
- ・煙くて窓を開けることもできない



地域住民の生活環境の保全に配慮しましょう！

◎法律では「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」が認められておりますが、エコクリーンプラザみやぎきへの搬入や業者への処分依頼ができないなどのやむを得ない場合であって、かつ、周辺環境への影響が少ないものに限られており、更に次の手続きが必要になりますので、十分ご注意ください。

⇒開墾準備や害虫駆除などの目的で森林から1km以内の田畑を野焼きする場合、14日前までに許可の申請を行う必要があります。

【お問い合わせ先】 農政部 森林水産課 林政係 0985-21-1919

⇒「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれがある行為」であるため、3日前までに最寄りの消防署への届出が必要です。

【お問い合わせ先】 北消防署 0985-32-4909 南消防署 0985-53-0033



【お問い合わせ先】 ※ごみの焼却に関して不明な点があれば下記まで

宮崎市役所 環境部 環境指導課 監視指導係

TEL:0985-21-1763 FAX:0985-28-2235

Email:09sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp